

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成24年8月10日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 協同組合ベルセンター
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベルプラス都南プラザ 盛岡市永井22地割字久保3番地
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成24年8月1日

2 届出年月日 平成24年7月30日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所